

国総計第154号
国鉄総第422号
国鉄事第383号
国自旅第298号
平成31年3月28日

各地方運輸局 交通政策部長・鉄道部長・自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

総合政策局交通計画課長
鉄道局鉄道サービス政策室長
鉄道局鉄道事業課長
自動車局旅客課長

一般乗合旅客自動車運送事業者・鉄道事業者に関する情報を
地方公共団体に提供する仕組みの構築等について

「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定。以下「対応方針」という。）において、地域公共交通に係る施策の施策目的の達成の観点から、一般乗合旅客自動車運送事業者及び鉄道事業者の情報について、地方公共団体から国土交通省に情報提供の依頼があった場合には、国土交通省が提供可能な情報について当該地方公共団体に対し速やかに提供する仕組みを構築すること等が閣議決定されたところである。

この対応方針を踏まえ、今般、下記のとおり対応することとしたため、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1. 地方公共団体への情報提供の仕組みについて

対応方針においては、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 94 条第 1 項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び輸送実績報告書（旅客自動車運送事業等報告規則（昭和 39 年運輸省令第 21 号）第 2 条）に含まれる一般乗合旅客自動車運送事業者の情報並びに鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 55 条第 1 項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び鉄道事業実績報告書（鉄道事業等報告規則（昭和 62 年運輸省令第 9 号）第 2 条）に含まれる鉄道事業者の情報については、地方公共団体から国土交通省に情報提供の依頼があった場合には、国土交通省が提供可能な情報について、当該地方公共団体に対し速やかに提供する仕組みを構築することとされたところである。

各地方運輸局等においては、関係地方公共団体に対し、別紙 1 のとおり周知されたい。また、地方公共団体からの情報提供の依頼先及び地方公共団体への情報提供主体について、各地方運輸局等とするため、その旨ご理解いただきたい。

2. 管内公共交通事業者への協力依頼

地方公共団体が地域公共交通に係る施策の策定及び実施のために必要とする公共交通事業者に係る情報については、対応方針において、上記の情報提供に関する仕組みの構築に加え、交通政策基本法（平成 25 年法律第 92 号）第 10 条等の趣旨を踏まえ、地方公共団体への情報提供に可能な限り協力するよう、公共交通事業者に通知することとされたところである。

各地方運輸局等においては、管内公共交通事業者に対し、別紙 2 のとおり周知されたい。

3. 地域公共交通に係る施策の策定及び実施に資する情報の共有及び活用に取り組んでいる事例について

2. に関連して、対応方針においては、地方公共団体と公共交通事業者が連携して、地域公共交通に係る施策の策定及び実施に資する情報の共有及び活用に取り組んでいる事例について、地方公共団体に周知することとされたところである。

各地方運輸局等においては、関係地方公共団体に対し、別紙 1（別添 1）のとおりに周知されたい。

(参考)

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（抜粋）

平成30年12月25日

閣議決定

6 義務付け・枠付けの見直し等

【国土交通省】

(10) 道路運送法（昭26法183）、鉄道事業法（昭61法92）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平19法59）及び交通政策基本法（平25法92）

(i) 道路運送法94条1項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び輸送実績報告書（旅客自動車運送事業等報告規則（昭39運輸省令21）2条）に含まれる一般乗合旅客自動車運送事業者の情報並びに鉄道事業法55条1項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び鉄道事業実績報告書（鉄道事業等報告規則（昭62運輸省令9）2条）に含まれる鉄道事業者の情報については、あらかじめ、提供可能な情報を明確にした上で、地方公共団体から国土交通省に情報提供の依頼があった場合には、国土交通省が当該提供可能な情報について当該地方公共団体に対し速やかに提供する仕組みを構築し、地方公共団体に2018年度中に通知する。

(ii) 地方公共団体が地域公共交通に係る施策の策定及び実施のために必要とする公共交通事業者に係る情報については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律4条4項及び交通政策基本法10条、12条、27条等の趣旨を踏まえ、地方公共団体への情報提供に可能な限り協力するよう、公共交通事業者に2018年度中に通知する。

また、地方公共団体と公共交通事業者が連携して、地域公共交通に係る施策の策定及び実施に資する情報の共有及び活用に取り組んでいる事例について、地方公共団体に2018年度中に周知する。

事務連絡
平成31年3月〇日

各都道府県〇〇 殿

〇〇地方運輸局〇〇部長
沖縄総合事務局運輸部長

一般乗合旅客自動車運送事業者・鉄道事業者に関する情報を
地方公共団体に提供する仕組みの構築等について

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定。以下「対応方針」という。）において、地域公共交通政策に係る施策の施策目的の達成の観点から、一般乗合旅客自動車運送事業者及び鉄道事業者の情報について、地方公共団体から国土交通省に情報提供の依頼があった場合には、国土交通省が提供可能な情報について当該地方公共団体に対し速やかに提供する仕組みを構築すること等が閣議決定されたところである。

この対応方針を踏まえ、今般、下記のとおり情報提供の仕組みを構築することとしたため、その趣旨を理解の上、貴管内の市町村へ周知されたい。

なお、本件については、上記の情報提供に関する仕組みの構築に加え、交通政策基本法第10条等の趣旨を踏まえ、地方公共団体への情報提供に可能な限り協力するよう、各公共交通事業者あて、別添のとおり通知したことを申し添える。

記

1. 地方公共団体への情報提供の仕組みについて

道路運送法（昭和26年法律第183号）第94条第1項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び輸送実績報告書（旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条）に含まれる一般乗合旅客自動車運送事業者の情報並びに鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第55条第1項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び鉄道事業実績報告書（鉄道事業等報告規則（昭和62年運輸省令第9号）第2条）に含

まれる鉄道事業者の情報については、地方公共団体から国土交通省に情報提供の依頼があった場合には、国土交通省が提供可能な情報について、各地方運輸局等より、当該地方公共団体に対し速やかに提供することとする。地方公共団体からの情報提供の依頼先及び地方公共団体への情報提供主体については、各地方運輸局等とする。また、各地方運輸局等から地方公共団体へ提供された情報については、地方公務員法に基づき適切に取り扱いいただくようお願いしたい。

なお、国土交通省が提供可能な情報は、別添 1 のとおりである。

2. 地域公共交通に係る施策の策定及び実施に資する情報の共有及び活用に取り組んでいる事例について

各都道府県においては、公共交通事業者との適切な連携を図り、地域公共交通に係る施策の策定及び実施に資する情報の共有及び活用により一層取り組まれない。

なお、地方公共団体と公共交通事業者が連携して、地域公共交通に係る施策の策定及び実施に資する情報の共有及び活用に取り組んでいる具体的な事例としては、以下のような例があるので、参考にされたい。

【具体例①】

岐阜県岐阜市では、交通事業者が保有している IC カードデータを市が提供を受けて分析し、現況の利用状況の整理や将来の利用状況のシミュレーションを行っている。そして、分析結果をもとに、市と交通事業者が議論することで、より実効的・具体的な地域公共交通再編実施計画の立案を可能にしている。

【具体例②】

青森県弘前市では、地域公共交通再編実施計画の策定にあたり、バス事業者から市内路線及び広域路線の乗降調査データを提供してもらい、各バス停における乗降客数を分析している。そして、分析結果をもとに、バス路線として維持する区間及び乗合タクシーへ変更する区間の検討や、乗合タクシーの運行方法の検討を行っているところである。

【具体例③】

兵庫県加西市では、交通事業者から輸送実績等の情報提供が行われ、これらの情報に基づき、「利用しやすいダイヤ（既存バスとの接続性向上等）」について、検討が進められている。そして、分析結果をもとに、市と交通事業者が議論することで、より実効的・具体的な地域公共交通網形成計画の立案を可能にしている。

【具体例④】

岐阜県恵那市及び中津川市では、明知鉄道沿線地域公共交通活性化協議会を組織し、交通事業者から輸送実績や損益計算書等の情報提供が行われ、観光振興や観光利用等を含む公共交通の活性化に向けた地域公共交通網形成計画の策定や当該計画に基づく施策の効果検証等が行われている。

なお、上記の各地方公共団体を含む地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画の策定状況については、国土交通省のホームページ (<http://www.mlit.go.jp/common/001279277.pdf>) において公開している。青字となっている各地方公共団体の名称を選択すると、各計画の内容が掲載されているページに接続されるようになっているので、参考にされたい。

<国土交通省が地方公共団体に対し提供可能な情報>

【バス】(道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に限る。)

- ・ 運行系統、運行ダイヤ・運行回数、キロ程、運賃
(事業者毎の営業収益等の収支状況及びその内訳)
- ・ 路線毎の運送収入
- ・ 路線毎の走行キロ、輸送人員(定期・定期外)、平均乗車密度

※上記3つの情報について、路線不定期運行又は区域運行の場合も含む。

【鉄道】(軌道についても同様に取り扱う。)

- ・ 損益計算書(事業者毎)
- ・ 貸借対照表(事業者毎)
- ・ 鉄道事業営業損益(事業者毎)

※上記3つの情報について、情報提供する項目は別添2のとおり。

- ・ 旅客運輸収入(通勤・通学・定期外)(路線毎)
- ・ 輸送人員(通勤・通学・定期外)(路線毎)
- ・ 輸送人キロ(通勤・通学・定期外)(路線毎)

※上記3つの情報について、情報提供する項目は別添3のとおり。

(別添2)

事業者名

貸借対照表

年 月 日

(千円)

資産の部

流動資産

当座資産

現金及び預金

営業債権

有価証券

棚卸資産

貯蔵品

分譲土地建物

その他

その他

貸倒引当金

流動資産合計

固定資産

事業専属固定資産

鉄軌道事業

自動車業

不動産業

その他の事業

各事業関連固定資産

鉄軌道事業

自動車業

不動産業

その他の事業

事業用固定資産計

事業用外固定資産

建設仮勘定

鉄軌道事業

自動車業

不動産業

その他の事業

投資等

子会社株式

長期前払費用

その他

貸倒引当金

固定資産合計

繰延資産

資産合計

負債の部

流動負債			
短期借入金			_____
期限1年以内の社債等		_____	
営業債務		_____	
預かり連絡運賃		
その他		
賞与引当金		_____	
その他		_____	
固定負債			_____
社債		_____	
長期借入金		_____	
財団抵当借入金		
支配株主借入金		
子会社借入金		
その他		
退職給与引当金		_____	
その他		_____	
引当金		_____	
負債合計			=====

純資産の部

資本金			_____
資本剰余金			_____
資本準備金		_____	
その他資本剰余金		_____	
利益剰余金			_____
利益準備金		_____	
その他利益剰余金		_____	
その他			_____
資本合計			=====
負債純資産合計			=====

事業者名

損益計算書

年 月 日から 年 月 日まで

(千円)

鉄軌道事業	営業収益	
	営業費	
	営業損益		_____
自動車業	営業収益	
	営業費	
	営業損益		_____
不動産業	営業収益	
	営業費	
	営業損益		_____
その他の事業	営業収益	
	営業費	
	営業損益		_____
営業損益計	営業収益	
	営業費	
	営業損益		_____
営業外収益			_____
営業外費用			_____
経常利益(又は経常損失)			=====
特別利益	固定資産売却益	
	その他	
	計		_____
特別損失	固定資産売却損	
	その他	
	計		_____
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)			_____
法人税等			_____
法人税等調整額			_____
当期純利益(又は当期純損失)			=====

事業者名
鉄(軌)道営業収益
年 月 日から 年 月 日まで

(千円)

旅客運輸収入	_____
定期外運賃・料金
定期運賃・料金
手小荷物運賃・料金
貨物運輸収入	_____
鉄道線路使用料収入	_____
運輸雑収	_____
鉄(軌)道事業営業収益合計	_____

事業者名
鉄(軌)道営業費
年 月 日から 年 月 日まで

	人件費	経費	(うち修繕費)	(うち動力費)	(千円) 計
運送費					
線路保存費					
電路保存費					
車両保存費					
運転費					
運輸費					
保守管理費					
輸送管理費					
計					
案内宣伝費					
厚生福利施設費					
一般管理費					
諸税					
国税					
地方税					
その他の諸公課					
減価償却費					
有形固定資産					
無形固定資産					
鉄(軌)道事業営業費合計					
厚生福利施設収入					
差引鉄(軌)道事業営業費合計					

事 務 連 絡
平成 31 年 3 月 〇 日

〇〇 (各公共交通事業者名) 殿

〇〇地方運輸局〇〇部長
沖縄総合事務局運輸部長

一般乗合旅客自動車運送事業者・鉄道事業者に関する情報を
地方公共団体に提供する仕組みの構築等について

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成 30 年 12 月 25 日閣議決定) において、道路運送法に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び輸送実績報告書に含まれる一般乗合旅客自動車運送事業者の情報並びに鉄道事業法に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び鉄道事業実績報告書に含まれる鉄道事業者の情報については、あらかじめ、提供可能な情報を明確にした上で、地方公共団体から国土交通省に情報提供の依頼があった場合には、国土交通省が当該提供可能な情報について当該地方公共団体に対し速やかに提供する仕組みを構築すること等が閣議決定されたところである。

この対応方針においては、上記の情報提供の仕組みを構築することを踏まえ、各公共交通事業者の皆様においても、地方公共団体が地域公共交通に係る施策の策定及び実施のために必要とする公共交通事業者に係る情報について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 4 条第 4 項及び交通政策基本法第 10 条、第 12 条、第 27 条等の趣旨に基づき、当該地方公共団体への情報提供に可能な限り協力するよう、各公共交通事業者の皆様へに通知することとされた。今後、当該対応方針を踏まえ、地方公共団体への情報提供に可能な限り協力されたい。

なお、地方公共団体に対する情報提供の仕組みの構築に関し、各都道府県あて、別添のとおり通知したことを申し添える。

(参考)

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）（抄）

（国等の努力義務）

第四条（略）

2・3（略）

- 4 公共交通事業者等は、自らが提供する旅客の運送に関するサービスの質の向上並びに地域公共交通の利用を容易にするための情報の提供及びその充実に努めなければならない。

○交通政策基本法（平成25年法律第92号）（抄）

（交通関連事業者及び交通施設管理者の責務）

第十条 交通関連事業者及び交通施設管理者は、基本理念の実現に重要な役割を有していることに鑑み、その業務を適切に行うよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、交通関連事業者及び交通施設管理者は、基本理念にのっとり、その業務を行うに当たっては、当該業務に係る正確かつ適切な情報の提供に努めるものとする。

（関係者の連携及び協力）

第十二条 国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（協議の促進等）

第二十七条 国は、国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、交通に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるものとする。